



# 福祉キャブ 緊急移送サービスのご案内

## 福祉キャブ

ストレッチャー（寝台）または車いすに乗ったまま利用できる昇降機付きタクシーです。



## 緊急移送サービス

夜間の緊急時や、福祉キャブの利用が困難な場合などに、民間救急事業者の車両を利用できます（福祉キャブと同等の昇降装置がついています）。また、区が利用料金の一部を助成します。

### 港区福祉キャブ利用登録対象者

次の①～④のいずれかに該当する歩行困難な人は登録できます

- ① 65歳未満で身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、視覚、下肢、体幹については3級以上、内部障害については1級以上、呼吸器機能障害については3級以上の人
- ② 65歳未満で愛の手帳の交付を受けた者のうち、知的障害の程度が2度以上の人
- ③ おおむね65歳以上で、一般の交通機関を利用することが困難な人
- ④ 介護保険の2号被保険者のうち、要介護認定「要支援1」以上で、一般の交通機関を利用することが困難な人

### 福祉キャブの登録

- ・福祉キャブの登録は、緊急移送サービスの登録を兼ねています
- ・上記対象者で、①と②に該当する人は、各地区総合支所区民課保健福祉係で受け付けます
- ③と④に該当する人は、各地区総合支所区民課保健福祉係または、各高齢者相談センターで受け付けます
- ・福祉キャブの登録後、直接日立自動車交通（株）03-5682-6294に利用の申し込みをしてください

登録申込み

	各地区総合支所区民課 保健福祉係		各高齢者相談センター	
	TEL	FAX	TEL	FAX
芝	03-3578-3161	03-3578-3183	03-5232-0840	03-5446-5857
麻布	03-5114-8822	03-3583-0892	03-3453-8032	03-3453-6269
赤坂	03-5413-7276	03-3402-8192	03-5410-3415	03-5410-3417
高輪	03-5421-7085	03-5421-7613	03-3449-9669	03-3449-9668
芝浦港南	03-6400-0022	03-5445-4590	03-3450-5905	03-3450-5909

問合せ先

港区役所 高齢者支援課 在宅支援係

☎03-3578-2400～2406 FAX03-3578-2419

障害者福祉課 障害者給付係

☎03-3578-2299

FAX03-3578-2678

裏面もご覧ください



## 福祉キャブ



## 緊急移送サービス

利用方法	予約制 (利用日の1ヵ月前からの予約)	利用当日の申込み
申込先	日立自動車交通株式会社 TEL : 03-5682-6294	
受付時間	午前9時～午後5時	24時間
運行時間	24時間 年中無休	
運行区域	出発地または到着地が 東京23区・武蔵野・三鷹地区	
利用料金	普通車タクシー料金と同じ	ハイヤー料金と同じ (区の助成あり) 利用料金の7割を助成。ただし、利用料金が1万円以上の場合、助成は7千円までとなります

### 補助用具等

車いす	無料 (備え付けあり)	<b>申込制</b> 無料
ストレッチャー (寝台)	<b>申込制</b> 無料	<b>申込制</b> 無料

#### 車いす・ストレッチャー (寝台) の利用範囲

- ・家のベッドサイドから病院のベッドサイド等まで利用できます
- ・運転手は、利用者が乗っていない車いす・ストレッチャー (寝台) を運ぶことはできますが、利用者を乗せて運ぶことはできません

介助人	<b>申込制</b> 区の助成あり 1人に限り利用料金の半額を助成	<b>申込制</b> 1人：無料 2人以上：利用者負担があります 料金については予約の際に直接事業者にご確認ください
-----	---	---

※利用者の搬送に伴う身体介助を行います ※おむつ交換や食事作り等はありません

申し込み制の補助用具等を利用されるときは、福祉キャブまたは緊急移送サービスのお申し込みのときに、その旨を事業者にお伝えください